

改正後	現行																																				
別表2 略	<div data-bbox="277 1039 303 1115">別表2</div> <div data-bbox="309 461 341 826"> <p style="text-align: center;">児童福祉施設の職種別職員定数表</p> </div> <div data-bbox="347 869 376 1088">(1) 児童養護施設</div> <table border="1" data-bbox="379 161 753 1115"> <thead> <tr> <th>職種別</th> <th>職員の数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>施設長</td> <td>1人。ただし、定員が30人未満の場合は児童指導員の兼務とする。</td> </tr> <tr> <td>児童指導員</td> <td>通じて定員6人につき1人。ただし、定員45人以下の施設については、この定数のほか1人を加算する。</td> </tr> <tr> <td>保育士</td> <td>職業補導設備を有する施設にあつては、別に定めるところにより必要な人員を加算する。</td> </tr> <tr> <td>職業指導員</td> <td></td> </tr> <tr> <td>栄養士</td> <td>1人。ただし、定員41人以上の場合に限る。</td> </tr> <tr> <td>事務員</td> <td>定員150人未満の場合は1人。定員150人以上の場合は2人。</td> </tr> <tr> <td>調理員等</td> <td>定員90人未満の場合は4人。以下同様に30人ごとに1人を加算する。</td> </tr> <tr> <td>嘱託医</td> <td>1人。</td> </tr> </tbody> </table> <div data-bbox="833 819 858 1088">(2) 児童自立支援施設</div> <table border="1" data-bbox="861 161 1273 1115"> <thead> <tr> <th>職種別</th> <th>職員の定数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>施設長</td> <td>1人。</td> </tr> <tr> <td>児童自立支援専門員</td> <td>通じて定員5人につき1人。</td> </tr> <tr> <td>児童生活支援員</td> <td></td> </tr> <tr> <td>職業指導員</td> <td>職業補導設備を有する施設にあつては、別に定めるところにより必要な人員を加算する。</td> </tr> <tr> <td>栄養士</td> <td>1人。ただし、定員41人以上の場合に限る。</td> </tr> <tr> <td>事務員</td> <td>定員150人未満の場合は1人。定員150人以上の場合は2人。</td> </tr> <tr> <td>調理員等</td> <td>定員90人未満の場合は4人。以下同様に30人ごとに1人を加算する。</td> </tr> <tr> <td>嘱託医</td> <td>2人。</td> </tr> </tbody> </table>	職種別	職員の数	施設長	1人。ただし、定員が30人未満の場合は児童指導員の兼務とする。	児童指導員	通じて定員6人につき1人。ただし、定員45人以下の施設については、この定数のほか1人を加算する。	保育士	職業補導設備を有する施設にあつては、別に定めるところにより必要な人員を加算する。	職業指導員		栄養士	1人。ただし、定員41人以上の場合に限る。	事務員	定員150人未満の場合は1人。定員150人以上の場合は2人。	調理員等	定員90人未満の場合は4人。以下同様に30人ごとに1人を加算する。	嘱託医	1人。	職種別	職員の定数	施設長	1人。	児童自立支援専門員	通じて定員5人につき1人。	児童生活支援員		職業指導員	職業補導設備を有する施設にあつては、別に定めるところにより必要な人員を加算する。	栄養士	1人。ただし、定員41人以上の場合に限る。	事務員	定員150人未満の場合は1人。定員150人以上の場合は2人。	調理員等	定員90人未満の場合は4人。以下同様に30人ごとに1人を加算する。	嘱託医	2人。
職種別	職員の数																																				
施設長	1人。ただし、定員が30人未満の場合は児童指導員の兼務とする。																																				
児童指導員	通じて定員6人につき1人。ただし、定員45人以下の施設については、この定数のほか1人を加算する。																																				
保育士	職業補導設備を有する施設にあつては、別に定めるところにより必要な人員を加算する。																																				
職業指導員																																					
栄養士	1人。ただし、定員41人以上の場合に限る。																																				
事務員	定員150人未満の場合は1人。定員150人以上の場合は2人。																																				
調理員等	定員90人未満の場合は4人。以下同様に30人ごとに1人を加算する。																																				
嘱託医	1人。																																				
職種別	職員の定数																																				
施設長	1人。																																				
児童自立支援専門員	通じて定員5人につき1人。																																				
児童生活支援員																																					
職業指導員	職業補導設備を有する施設にあつては、別に定めるところにより必要な人員を加算する。																																				
栄養士	1人。ただし、定員41人以上の場合に限る。																																				
事務員	定員150人未満の場合は1人。定員150人以上の場合は2人。																																				
調理員等	定員90人未満の場合は4人。以下同様に30人ごとに1人を加算する。																																				
嘱託医	2人。																																				

改正後	現行																		
略	<p>(3) 乳児院 (乳児10人未満を入所させる乳児院を除く。)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>職種別</th> <th>職員の定数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>施設長</td> <td>1人。</td> </tr> <tr> <td>医師</td> <td>1人。ただし、定員100人未満の場合は、嘱託の医師とする。</td> </tr> <tr> <td>看護師</td> <td>2歳未満児 (定員から2歳児及び3歳以上児の現員を差し引いたもの) 通じて1.7人につき1人。</td> </tr> <tr> <td>保育士</td> <td>2歳児の現員通じて2人につき1人。</td> </tr> <tr> <td>児童指導員</td> <td>3歳以上児の現員通じて4人につき1人。 ただし、看護師は定員10人の場合は2人以上、10人を超える場合は10人増すごとに1人以上とし、その他は保育士又は児童指導員とする。 なお、定員20人以下の施設については、この定数のほか保育士1人を加算する。</td> </tr> <tr> <td>栄養士</td> <td>1人。</td> </tr> <tr> <td>事務員</td> <td>定員100人未満の場合は1人。定員100人以上の場合は2人。</td> </tr> <tr> <td>調理員等</td> <td>定員30人未満の場合は4人。定員30人以上10人ごとに1人を加算する。</td> </tr> </tbody> </table>	職種別	職員の定数	施設長	1人。	医師	1人。ただし、定員100人未満の場合は、嘱託の医師とする。	看護師	2歳未満児 (定員から2歳児及び3歳以上児の現員を差し引いたもの) 通じて1.7人につき1人。	保育士	2歳児の現員通じて2人につき1人。	児童指導員	3歳以上児の現員通じて4人につき1人。 ただし、看護師は定員10人の場合は2人以上、10人を超える場合は10人増すごとに1人以上とし、その他は保育士又は児童指導員とする。 なお、定員20人以下の施設については、この定数のほか保育士1人を加算する。	栄養士	1人。	事務員	定員100人未満の場合は1人。定員100人以上の場合は2人。	調理員等	定員30人未満の場合は4人。定員30人以上10人ごとに1人を加算する。
	職種別	職員の定数																	
施設長	1人。																		
医師	1人。ただし、定員100人未満の場合は、嘱託の医師とする。																		
看護師	2歳未満児 (定員から2歳児及び3歳以上児の現員を差し引いたもの) 通じて1.7人につき1人。																		
保育士	2歳児の現員通じて2人につき1人。																		
児童指導員	3歳以上児の現員通じて4人につき1人。 ただし、看護師は定員10人の場合は2人以上、10人を超える場合は10人増すごとに1人以上とし、その他は保育士又は児童指導員とする。 なお、定員20人以下の施設については、この定数のほか保育士1人を加算する。																		
栄養士	1人。																		
事務員	定員100人未満の場合は1人。定員100人以上の場合は2人。																		
調理員等	定員30人未満の場合は4人。定員30人以上10人ごとに1人を加算する。																		
	<p>(4) 乳児10人未満を入所させる乳児院</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>職種別</th> <th>職員の定数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>施設長</td> <td>1人。</td> </tr> <tr> <td>看護師</td> <td>通じて7人。ただし、看護師はその内1人以上とし、その他は保育士又は児童指導員とする。</td> </tr> <tr> <td>保育士</td> <td>は児童指導員とする。</td> </tr> <tr> <td>児童指導員</td> <td>なお、2歳児の現員通じて2人につき1人。 3歳以上児の現員通じて4人につき1人。</td> </tr> <tr> <td>嘱託医</td> <td>1人。</td> </tr> <tr> <td>調理員等</td> <td>1人。</td> </tr> </tbody> </table>	職種別	職員の定数	施設長	1人。	看護師	通じて7人。ただし、看護師はその内1人以上とし、その他は保育士又は児童指導員とする。	保育士	は児童指導員とする。	児童指導員	なお、2歳児の現員通じて2人につき1人。 3歳以上児の現員通じて4人につき1人。	嘱託医	1人。	調理員等	1人。				
職種別	職員の定数																		
施設長	1人。																		
看護師	通じて7人。ただし、看護師はその内1人以上とし、その他は保育士又は児童指導員とする。																		
保育士	は児童指導員とする。																		
児童指導員	なお、2歳児の現員通じて2人につき1人。 3歳以上児の現員通じて4人につき1人。																		
嘱託医	1人。																		
調理員等	1人。																		

改正後	現行																		
略	<p>(5) 母子生活支援施設</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>職種別</th> <th>職員の数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>施設長</td> <td>1人。</td> </tr> <tr> <td>母子指導員</td> <td>定員20世帯未満の場合は1人。定員20世帯以上の場合は2人。</td> </tr> <tr> <td>保育士</td> <td>保育所に準ずる設備のある場合に限りに、その児童30人につき1人。 (ただし、1母子生活支援施設につき最低1人はおくことができる。)</td> </tr> <tr> <td>少年指導員 兼事務員</td> <td>定員20世帯未満の場合は1人。定員20世帯の場合は2人。</td> </tr> <tr> <td>調理員等</td> <td>1人。</td> </tr> <tr> <td>嘱託医</td> <td>1人。</td> </tr> </tbody> </table>	職種別	職員の数	施設長	1人。	母子指導員	定員20世帯未満の場合は1人。定員20世帯以上の場合は2人。	保育士	保育所に準ずる設備のある場合に限りに、その児童30人につき1人。 (ただし、1母子生活支援施設につき最低1人はおくことができる。)	少年指導員 兼事務員	定員20世帯未満の場合は1人。定員20世帯の場合は2人。	調理員等	1人。	嘱託医	1人。				
	職種別	職員の数																	
施設長	1人。																		
母子指導員	定員20世帯未満の場合は1人。定員20世帯以上の場合は2人。																		
保育士	保育所に準ずる設備のある場合に限りに、その児童30人につき1人。 (ただし、1母子生活支援施設につき最低1人はおくことができる。)																		
少年指導員 兼事務員	定員20世帯未満の場合は1人。定員20世帯の場合は2人。																		
調理員等	1人。																		
嘱託医	1人。																		
	<p>(6) 情緒障害児短期治療施設</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>職種別</th> <th>職員の数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>施設長</td> <td>1人。</td> </tr> <tr> <td>医師</td> <td>1人。</td> </tr> <tr> <td>セラピスト</td> <td>定員10人につき1人。</td> </tr> <tr> <td>看護師</td> <td>1人。</td> </tr> <tr> <td>児童指導員 保育士</td> <td>通じて定員5人につき1人。</td> </tr> <tr> <td>栄養士</td> <td>1人。ただし、定員41人以上の場合に限る。</td> </tr> <tr> <td>事務員</td> <td>1人。</td> </tr> <tr> <td>調理員等</td> <td>4人。</td> </tr> </tbody> </table>	職種別	職員の数	施設長	1人。	医師	1人。	セラピスト	定員10人につき1人。	看護師	1人。	児童指導員 保育士	通じて定員5人につき1人。	栄養士	1人。ただし、定員41人以上の場合に限る。	事務員	1人。	調理員等	4人。
職種別	職員の数																		
施設長	1人。																		
医師	1人。																		
セラピスト	定員10人につき1人。																		
看護師	1人。																		
児童指導員 保育士	通じて定員5人につき1人。																		
栄養士	1人。ただし、定員41人以上の場合に限る。																		
事務員	1人。																		
調理員等	4人。																		

改正後	現行												
<p>(7) <u>自立援助ホーム</u></p> <table border="1" data-bbox="344 1137 496 2051"> <thead> <tr> <th>職 種 別</th> <th>職 員 の 定 数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>指 導 員</td> <td>2人。ただし、入居児童が7人以上の場合は3人とし、以降7人から3人増える毎に1人を加算する。</td> </tr> <tr> <td>補 助 者</td> <td>1人。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(8) <u>ファミリーホーム</u></p> <table border="1" data-bbox="604 1137 719 2051"> <thead> <tr> <th>職 種 別</th> <th>職 員 の 定 数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>指 導 員</td> <td>1人。</td> </tr> <tr> <td>補 助 者</td> <td>2人。</td> </tr> </tbody> </table>	職 種 別	職 員 の 定 数	指 導 員	2人。ただし、入居児童が7人以上の場合は3人とし、以降7人から3人増える毎に1人を加算する。	補 助 者	1人。	職 種 別	職 員 の 定 数	指 導 員	1人。	補 助 者	2人。	
職 種 別	職 員 の 定 数												
指 導 員	2人。ただし、入居児童が7人以上の場合は3人とし、以降7人から3人増える毎に1人を加算する。												
補 助 者	1人。												
職 種 別	職 員 の 定 数												
指 導 員	1人。												
補 助 者	2人。												

「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」通知の施行についての一部改正新旧対照表（案）

改正後	現行
<p>児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」通知の施行について</p> <p>〔一部改正〕平成13年8月2日雇児発第1111002号 平成14年11月11日雇児発第1111002号 平成15年12月22日雇児発第1222004号 平成16年7月16日雇児発第0716001号 平成16年12月3日雇児発第1203002号 平成17年6月1日雇児発第0601001号 平成18年6月27日雇児発第0627001号 平成19年7月25日雇児発第0725001号の1 平成20年6月12日雇児発第0612014号の1</p> <p>都道府県知事 殿 指定都市市長 殿 中核市市長 殿</p> <p>各 厚生省児童家庭局長</p> <p>「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」通知の施行について</p>	<p>児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」通知の施行について</p> <p>〔一部改正〕平成13年8月2日雇児発第1111002号 平成14年11月11日雇児発第1111002号 平成15年12月22日雇児発第1222004号 平成16年7月16日雇児発第0716001号 平成16年12月3日雇児発第1203002号 平成17年6月1日雇児発第0601001号 平成18年6月27日雇児発第0627001号 平成19年7月25日雇児発第0725001号の1 平成20年6月12日雇児発第0612014号の1</p> <p>都道府県知事 殿 指定都市市長 殿 中核市市長 殿</p> <p>各 厚生省児童家庭局長</p> <p>「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」通知の施行について</p> <p>標記については、本日別途厚生事務次官通知「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」（以下「交付要綱」という。）が施行されたところであるが、その実施については次によることとし、その適正なる運用を図られたいと通知する。</p> <p>おいて、平成10年6月12日雇児発第456号「児童福祉法による入所施設措置費（児童家庭局所管施設）等国庫負担金について」通知の施行については、廃止する。</p> <p>ただし、平成10年度以前までの取扱いについては、なお、従前の例によるものとする。</p> <p>目次</p> <p>第1 暫定定員及び保護単価の設定について</p> <p>第2 民間施設給与等改善費について</p> <p>第3 教育費の取扱いについて</p> <p>第4 見学旅行費の取扱いについて</p> <p>第5 入進学支度金の取扱いについて</p> <p>第6 特別育成費の取扱いについて</p> <p>第7 医療費の取扱いについて</p> <p>第8 就職支度費の取扱いについて</p> <p>第9 大学進学等自立生活支度費の取扱いについて</p> <p>第10 里親が一時的な休息のための援助を受ける経費について</p> <p>第11 専門里親について</p> <p>第12 親族里親について</p> <p>第13 国庫負担金の交付の決定及び措置費等の支弁について</p> <p>第14 徴収金基準額等について</p> <p>第15 児童入所施設における措置費等の経理について</p>

改正後

第1 暫定定員及び保護単価の設定について
 1 暫定定員の設定について（児童自立生活援助事業（以下「自立援助ホーム」という。）及び小規模住居型児童養育事業（以下「ファミリーホーム」という。）は除く。）（略）

現行

第1 暫定定員及び保護単価の設定について
 1 暫定定員の設定について

都道府県知事又は指定都府若しくは中核市の市長は、各年度の保護単価の設定に際しては、その設定しようとするすべての施設につき、算式1から算式4のいずれかによって算定した数がその施設の定員に満たない場合には、その満たない数に定員を改定し（これが困難なときは暫定定員を設ける。）、これに基づいて保護単価の設定及び支弁を行うものとする。なお、連続して3年を超えて暫定定員を設定している施設については、定員を改定するものとする。

算式1 [前年度の在籍児童の延べ日数（私的契約児、一時保護委託児、乳児院については短期入所措置児童を含み、母子生活支援施設については世帯数とする）÷30.4日÷12月（小数点以下の端数切り上げ）×1.11以内の数値（小数点以下第1位の数値により四捨五入）]

算式2 [直近3年度の在籍児童の延べ日数（私的契約児、一時保護委託児、乳児院については短期入所措置児童を含み、母子生活支援施設については世帯数とする）÷30.4日÷12月（小数点以下の端数切り上げ）×1.11以内の数値（小数点以下第1位の数値により四捨五入）]

算式3 [前年度の各月初日の在籍児童数（私的契約児、一時保護委託児、乳児院については短期入所措置児童を含み、母子生活支援施設については世帯数とする）の合計数÷12月（小数点以下の端数切り上げ）×1.11以内の数値（小数点以下第1位の数値により四捨五入）]

算式4 [直近3年度の各月初日の在籍児童数（私的契約児、一時保護委託児、乳児院については短期入所措置児童を含み、母子生活支援施設については世帯数とする）の合計数÷12月÷3年（小数点以下の端数切り上げ）×1.11以内の数値（小数点以下第1位の数値により四捨五入）]

(注) (1) 1.11は90パーセント分の100パーセントで、10パーセント以上の開差は認めない趣旨であること。

(2) その施設が前年度中に開設し、若しくは増改築があり、又は定員の改定があったもので上記算式を適用することが著しく困難であるものについては、措置児童等の具体的な入所計画を基礎とし、かつ、算式の趣旨を尊重し、都道府県知事又は指定都府、中核市若しくは児童相談所設置市の市長が定めるものとする。

(3) 定員の改定又は暫定定員を設定する要件を満たしていないこと、又はそれらを行った根拠を別紙（1）の様式による「事務費保護単価設定表（3）定員認定表」に明記しておくこと。

(4) 暫定定員を設定したときは、保護単価設定表、支弁台帳その他事務処理上の措置費関係の書類に定員数の記載があるときは、その数の次にかっこを附し、暫定定員を明示（「定員〇〇名（暫定定員〇〇名）」のように。）すること。

改正後

2 事務費の保護単価の設定について

(1) (略)

(2) (略)

(3) (略)

(4) (略)

(5) (略)

(6) 児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、ファミリーホーム及び里親の学習指導員加算分保護単価は、平成20年6月12日雇児発第0612014号の6本職通知「年長児童に対する処遇体制の強化について」に該当する場合に限り、保護単価を設定することができるとのことであること。

現行

2 事務費の保護単価の設定について

(1) 事務費の保護単価の設定に際しては、別紙(1)の「事務費保護単価設定表」を必ず備えておくこと。

(2) 事務費の一般分保護単価に含まれている職員構成は、交付要綱の別表2の職種別職員定数表のとおりであるが、児童養護施設における一般分保護単価と加算分保護単価を合算した支弁額に含まれている職員構成は次の表の通りであるので、これらの職員については充て足すること。

施設種別	職員	職員の定数
児童養護施設	看護師	乳 児 1.7人につき1人
	児童指導員、保育士	1・2歳児 2人につき1人 年 少 児 4人につき1人

(3) 児童養護施設の小規模施設加算分保護単価は、その施設において、児童指導員及び保育士が交付要綱の職種別職員定数表に掲げられている定数並びに上記の乳児、1・2歳児及び年少児の定数を満たし、かつ、それ以外に児童指導員又は保育士がおかれている場合に限り保護単価を設定することができるものであること。

(4) 児童養護施設及び児童自立支援施設加算分保護単価は、それらの施設において、児童指導員及び保育士等が交付要綱の職種別職員定数並びに上記の乳児、1・2歳児及び年少児の定数を満たし、かつ、それ以外に児童指導員又は保育士がおかれている場合に限り保護単価を設定することができるものであること。

職業指導員加算分保護単価の設定を行う場合においては、あらかじめ別紙(2)の「職業指導員加算分保護単価適用協議書」により当省の事前承認を得るものとし、その承認手続きは、毎年度4月末日まで協議書を当省あてに送付すること。

なお、職業指導員は、協議により認定された者がいる場合に対象となるものであって人事異動、定年退職等により承認された者が、その施設にいない場合には加算できないものであること。

おつて、対象児童数が極端に少ないもの(保育士、指導員の1人当たりの受持数に満たない場合)、指導時間が極端に少ないもの、保育士、指導員以外の職員についても交付要綱の職種別職員定数表に掲げる員数を下回っているもの等は承認しない方針であるので、家庭支援専門相談員や個別対応職員等への振り替えを指導されたい。

(5) 児童養護施設の特別指導員加算分保護単価は、その施設において、児童指導員及び保育士が交付要綱の職種別定数表に掲げられている定数並びに前記(2)の乳児、1・2歳児及び年少児の定数を満たしており、それ以外に平成20年6月12日雇児発第0612014号の6本職通知「年長児童に対する処遇体制の強化について」に該当する場合に限り、保護単価を設定することができるとのことであること。

(6) 児童養護施設の学習指導員加算分保護単価は、平成20年6月12日雇児発第0612014号の6本職通知「年長児童に対する処遇体制の強化について」に該当する場合に限り、保護単価を設定することができるとのことであること。

改正後

(7) 児童養護施設、乳児院、母子生活支援施設、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設の個別対応職員加算分保護単価は、児童指導員及び保育士が交付要綱の職種別職員定数表に掲げられている定数並びに児童養護施設にあってはさらに上記(2)の乳児、1・2歳児及び年少児の定数を満たし、かつ、それ以外に被虐待児等特に個別の対応が必要とされる児童への個別面接、生活場面で1対1の対応、保護者への援助、里親への照会、他の児童指導員等への助言指導等を行う職員がおこなわれている場合は被虐待児等特に個別の対応が必要とされる児童が10名以上いる場合に保護単価を設定することができること。

(8) (略)

(9) (略)

(10) (略)

(11) (略)

(12) (略)

(13) (略)

現行

(7) 児童養護施設、母子生活支援施設、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設の個別対応職員加算分保護単価は、児童指導員及び保育士が交付要綱の職種別職員定数表に掲げられている定数並びに児童養護施設にあってはさらに上記(2)の乳児、1・2歳児及び年少児の定数を満たし、かつ、それ以外に被虐待児等特に個別の対応が必要とされる児童への個別面接、生活場面で1対1の対応、保護者への援助、里親への照会、他の児童指導員等への助言指導等を行う職員がおこなわれている場合は被虐待児等特に個別の対応が必要とされる児童が10名以上いる場合に保護単価を設定することができること。

(8) 児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設及び母子生活支援施設の心理療法担当職員加算分保護単価は、児童養護施設、乳児院及び児童自立支援施設については平成18年6月27日雇児発第0627002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「児童養護施設、乳児院及び児童自立支援施設における虐待を受けた子ども等に対する適切な援助体制の確保について」、母子生活支援施設については平成13年8月2日雇児発第508号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「母子生活支援施設における夫等からの暴力を受けた母子及び被虐待児等に対する適切な処遇体制の確保について」にそれぞれ該当する場合に限り、保護単価を設定することができること。

(9) 児童養護施設及び乳児院の指導員特別加算分保護単価は定員35人以下の施設において、児童指導員及び保育士が交付要綱の職種別定数表に掲げられている定数並びに前記(2)の乳児、1・2歳児及び年少児の定数を満たしており、かつ、それ以外に、児童指導員又は保育士が置かれている場合に限り、保護単価を設定することができること。

(10) 乳児院等の家庭支援専門相談員加算分保護単価は、平成16年4月28日雇児発第0428005号本職通知「乳児院等における早期家庭復帰等の支援体制の強化について」に該当する場合に限り、保護単価を設定することができること。

また、乳児院(定員50人以上)の家庭支援専門相談員加算分保護単価は、定員50人以上の乳児院のうち既に家庭支援専門相談員が配置され、さらにもう一人家庭支援専門相談員を配置した場合に限り、保護単価を設定することができること。

(11) 母子生活支援施設の夜間警備体制強化加算分保護単価は、平成13年8月2日雇児発第509号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「母子生活支援施設における夜間警備体制の強化について」に該当する場合に限り、保護単価を設定することができること。

(12) 母子生活支援施設の特別生活指導費加算分保護単価は、特に処遇が困難なものが4人以上入所している施設であって、母子指導員及び少年指導員兼事務員が交付要綱の職種別職員定数表に掲げられている定数を満たし、かつ、それ以外に母子指導員がおこなわれている場合に限り、保護単価を設定することができること。

特別生活指導費加算分保護単価の設定を行う場合においては、あらかじめ別紙(3)の「母子生活支援施設特別生活指導費加算分保護単価適用協議書」により当省の事前承認を得るものとし、その承認手続は、毎年度4月15日までに協議書を当省あてに送付すること。

(13) 母子生活支援施設の保育機能強化加算は、平成15年10月22日雇児発第1022003号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「母子生活支援施設における保育機能強化事業の実施について」に該当する場合に限り、保護単価を設定することができることであること。

改正後

現行

<p>(14) (略)</p>	<p>(14) 母子生活支援施設の定員40世帯以上の母子指導員、少年指導員加算分保護単価は、定員40世帯以上の施設において、母子指導員又は少年指導員を配置した場合に限り、保護単価を設定することができるものであること。</p> <p>(15) 児童養護施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設の小規模グループケア担当職員加算分保護単価は、平成17年3月30日雇児発第0330008号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「児童養護施設等のケア形態の小規模化の推進について」にそれぞれ該当する場合に限り、保護単価を設定することができるものであること。</p> <p>(16) 児童養護施設の看護師加算分保護単価は、平成20年6月12日雇児発第0612014号の4厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「児童養護施設における医療的支援体制の強化について」に該当する場合に限り、保護単価を設定することができるものであること。</p> <p>(17) 除雪費の用途は、建物、工作物、敷地内の専用道路等の除雪及び雪囲いを行うために要する経費であって毎年度2月分の一般分保護単価に加算するものであること。</p> <p>3 事業費の保護単価の設定について</p> <p>(1) 児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設及び母子生活支援施設及びファミリーホームの被虐待児受入加算保護単価は、平成〇〇年〇〇月〇〇日雇児発第〇〇〇号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「〇〇〇〇について」に該当する場合に限り、保護単価を設定することができるものであること。</p> <p>(2) 児童養護施設、乳児院、母子生活支援施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設及びファミリーホームの被虐待児受入加算保護単価は、交付要綱に定める職種別職員定数並びに2の(2)の乳児、1・2歳児及び年少児の定数を満たしており、かつ、平成16年5月17日雇児発第0517001号本職通知「被虐待児受入加算費について」により、都道府県知事、指定都市の市長、中核市の市長、児童相談所設置市の市長、市及び福祉事務所を設置する町村の長の承認を得た場合に限り、保護単価を設定することができるものであること。</p> <p>児童相談所からの一時保護委託児童の被虐待児受入加算費保護単価は、平成17年4月19日雇児発第0419001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「一時保護委託児童の被虐待児受入加算費について」により、都道府県知事、指定都市の市長及び児童相談所設置市の市長の承認を得た場合に限り、保護単価を設定することができるものであること。</p> <p>4 (略)</p>
-----------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>(14) (略)</p>	<p>(14) 母子生活支援施設の定員40世帯以上の母子指導員、少年指導員加算分保護単価は、定員40世帯以上の施設において、母子指導員又は少年指導員を配置した場合に限り、保護単価を設定することができるものであること。</p> <p>(15) 児童養護施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設の小規模グループケア担当職員加算分保護単価は、平成17年3月30日雇児発第0330008号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「児童養護施設等のケア形態の小規模化の推進について」にそれぞれ該当する場合に限り、保護単価を設定することができるものであること。</p> <p>(16) 児童養護施設の看護師加算分保護単価は、平成20年6月12日雇児発第0612014号の4厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「児童養護施設における医療的支援体制の強化について」に該当する場合に限り、保護単価を設定することができるものであること。</p> <p>(17) 除雪費の用途は、建物、工作物、敷地内の専用道路等の除雪及び雪囲いを行うために要する経費であって毎年度2月分の一般分保護単価に加算するものであること。</p> <p>3 事業費の保護単価の設定について</p> <p>(1) 乳児院病虚弱等児童加算費保護単価は、平成10年6月12日雇児発第458号本職通知「乳児院病虚弱等児童加算費について」により、都道府県知事、指定都市の市長及び児童相談所設置市の市長の承認を得た場合に限り、保護単価を設定することができるものであること。</p> <p>(2) 児童養護施設、乳児院、母子生活支援施設、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設の被虐待児受入加算費保護単価は、交付要綱に定める職種別職員定数並びに2の(2)の乳児、1・2歳児及び年少児の定数を満たしており、かつ、平成16年5月17日雇児発第0517001号本職通知「被虐待児受入加算費について」により、都道府県知事、指定都市の市長、中核市の市長、児童相談所設置市の市長、市及び福祉事務所を設置する町村の長の承認を得た場合に限り、保護単価を設定することができるものであること。</p> <p>児童相談所からの一時保護委託児童の被虐待児受入加算費保護単価は、平成17年4月19日雇児発第0419001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「一時保護委託児童の被虐待児受入加算費について」により、都道府県知事、指定都市の市長及び児童相談所設置市の市長の承認を得た場合に限り、保護単価を設定することができるものであること。</p> <p>4 施設の新設に伴う事務費の支弁について</p> <p>(1) 施設の開所に際しては、事前の職員の雇用等各般の準備を必要とする実情にかんがみ、施設の開所日(実際に児童を入所させる日という。)は各月の初日に行うよう運用を図るものとし、その際、事務費に関しては、その開所月の前月分(ただし、1か月分の半額)にについても支弁を行うことができること。</p>
-----------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

改正後

第2 民間施設給与等改善費について
1 (略)

現行

(2) 施設の新設又は拡張に伴う定員の認可にあたっては、児童相談所等と十分連絡し、措置児童等の具体的な入所計画を樹立し、設備の規模に関係なく、その計画に基づき段階的に認可するか、又は暫定定員を設けることとし、定員と現員との著しい開差を生じないよう十分留意すること。

第2 民間施設給与等改善費について
1 交付要綱に定める民間施設給与等改善費（以下「民改費」という。）の加算率は、次の（1）及び（2）により算定するものとする。

(1) 基本分

施設の区分	職員1人当りの 平均勤続年数	民間施設給与等 改善費加算率	左の内訳	
			人件費加算分	管理費加算
A階級	14年以上	16%	14%	2%
B階級	12年以上14年未満	15	13	2
C階級	10年以上12年未満	13	11	2
D階級	8年以上10年未満	11	9	2
E階級	6年以上8年未満	9	7	2
F階級	4年以上6年未満	7	5	2
G階級	2年以上4年未満	5	3	2
H階級	2年未満	3	1	2

(2) 管理費スプリンクラー設置加算分

ア スプリンクラー設備（「消防法施行令」（昭和36年3月25日政令第37号）、「同法施行規則」（昭和36年4月1日自治省令第6号）に定める設備・設置基準及び昭和62年10月27日消防令第189号「既存の社会福祉施設に対する消防用設備等の技術上の特例基準の適用について」（消防庁予防課長通知）に基づくスプリンクラー設備をいう。以下同じ。）を設置している次の加算対象施設（平屋建等も含む。）に対し、管理費加算分として0.3パーセントを加算する。

イ 加算対象施設

ウ 乳児院

本加算を受けようとする施設は、別紙（1）の「（5）管理費スプリンクラー設置加算分申請書」に必要事項を記入し、スプリンクラー設備を設置したことを証明する書類（消防法施行規則第31条の3第3項にいう消防機関が発行する検査済証又は当該設備整備工事の完了を証する書類の写し）を添付し、県本庁に申請するものとする。

エ 県本庁は、申請書を審査し、設置の翌月から加算を適用するものとする。

オ 本加算分は平成16年3月12日付雇児発第0312001号、社援発第0312001号、老発第0312001号「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」（雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長及び老健局長連名通知）の3の（3）にいう限度額に含まれるものとする。

改正後

- 2 (略)
- (1) (略)
- (2) 個々の職員の勤続年数の算定に当たっては、現に勤務する施設における勤続年数及び当該職員その他の社会福祉施設(現に勤務する施設以外の施設であって、社会福祉法第2条に定める施設のうち、保護施設、老人福祉施設(軽費老人ホーム、養護老人ホーム及び特別養護老人ホームに限る)、児童福祉施設(児童福祉施設(児童厚生施設及び児童福祉センターを含む)、児童厚生施設及び児童家庭支援センターを除く)、障害者支援施設、障害者自立支援施設、障害者更生施設、障害者更生施設及び知的障害者援護施設、盲人ホーム、視覚障害者情報提供施設並びに福祉ホーム)における通算勤続年数、児童福祉法第12条の4に定める施設における勤続年数及び「就業前の子どもの勤続年数を合算するもの」として認定すること。

- (3) (略)
- (4) (略)

第3 教育費の取扱いについて
(略)

現行

- 2 施設の区分は、職員1人当たり平均勤続年数を基礎として選定するものとし、その選定方法は次により行うこと。
- (1) 算定の対象となる職員は、その施設に勤務するすべての常勤職員(嘱託職員等の非常勤職員を除く。)とすること。ただし、常勤職員以外の者であつても、1日6時間以上かつ月20日以上勤務している者にあつては、これを常勤とみなして算定すること。
- (2) 個々の職員の勤続年数の算定に当たっては、現に勤務する施設における勤続年数及び当該職員その他の社会福祉施設(現に勤務する施設以外の施設であつて、社会福祉法第2条に定める施設のうち、保護施設、老人福祉施設(軽費老人ホーム、養護老人ホーム及び特別養護老人ホームに限る)、婦人保護施設、児童福祉施設(児童厚生施設及び児童家庭支援センターを除く)、障害者支援施設、障害者自立支援施設(児童厚生施設及び児童福祉センターを除く)、障害者更生施設、障害者更生施設及び知的障害者援護施設並びに福祉ホーム)における通算勤続年数、児童福祉法第12条の4に定める施設における勤続年数及び「就業前の子どもの勤続年数を合算するもの」として認定すること。

- (3) その施設の職員1人当たりの平均勤続年数は、前記(1)により算定した全職員の合算勤続年数を算定の基礎となつた職員数により除して得た年数をいうこと。
- (4) 前記職員1人当たり平均勤続年数の算定は、当該年度の4月1日現在において行い、その年度の途中においてその施設の職員の異動があつても、加算率の改定は行われないものであること。
- ただし、1の(2)の管理費スプリングラ設置加算分については、設備設置の翌月から加算することができるものであること。

第3 教育費の取扱いについて

- 1 教育費のうち、「教科書に準ずる正規の教材」として学校長が指定するものの購入に必要な教材代の支弁に当たつては学校長の指定証明を徴すること。
- 2 前記の「教科書に準ずる正規の教材」の範囲は、学校において当該学級の全児童が必ず購入することになつていない副読本の図書、ワークブック、和洋辞書及び正規の授業である特別活動のうち、クラブ活動において当該クラブの全児童が必ず購入することになつていない類に限られること。
- なお、特別支援学校の高等部の通学児及び児童自立支援施設の就学児については他の施策により教科書代の支給がない場合には、これを支弁して差し支えないこと。

改正後	現行
<p>第4 見学旅行費の取扱いについて (略)</p>	<p>第4 見学旅行費の取扱いについて 見学旅行費は、学校において児童の保護者よりその実施前に所要経費の全額を前納させる場合も考えられるので、見学旅行参加予定児童数及び見学旅行の時期等を考慮し、予め概算支弁する等実情に応じた措置をとること。 なお、見学旅行費は学校の最終学年の教育課程において実施される見学旅行の参加に要する費用に充てられるものであるが、上級学校進学又は就職等の関係で、例えば、中学校第2学年在学時において繰上げ実施される場合には、これを確認のうえ支弁して差し支えないこと。 また、見学旅行には疾病等による特別の事情がない限り参加させるよう配慮すること。</p>
<p>第5 入進学支度金の取扱いについて (略)</p>	<p>第5 入進学支度金の取扱いについて 入進学支度金については、原則として施設において新たに小学校第1学年に入学し又は中学校第1学年に進学するものに対し支弁するものであるが、その施設に新たに措置された児童が転校を余儀なくされ、制服等に指定がある場合には、その学籍に応じて第1学年に在籍しているものとみなして支弁して差し支えないこと。</p>
<p>第6 特別育成費の取扱いについて (略)</p>	<p>第6 特別育成費の取扱いについて 特別育成費の支弁対象となる児童は、別途本職通知「養護施設入所児童等の高等学校への進学の実施について」に基づき高等学校等に在学する児童及び高等学校第1学年に入学する児童とすること。 なお、この経費は年間の所要経費を満たすものとして算定されているので、必要に応じて数月分を合わせてあらかじめ支弁する等実情に応じた運用を図るよう留意すること。</p>
<p>第7 医療費の取扱いについて (略)</p>	<p>第7 医療費の取扱いについて 医療費については、特に次の点に留意し、適正なる支弁を行われたいこと。 1 嘱託医又は保健所等を活用し、健康管理の徹底を図り疾病の予防に努めること。 2 施設の常備薬等による治療が困難と思料される場合は、直ちに嘱託医の診療を受けるなど早期治療に努めるよう指導すること。 3 措置児童等が社会保険の被保険者、組合員又は、被扶養者であるかどうかの把握及び確認を行い、医療の給付を受ける際はこれを適用すること。 4 医療費の支弁に際しては、その請求の内容を十分審査するものとし、また、この経費は、施設を經由せず直接医療機関に支払うようにすること。 5 都道府県知事又は指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市の市長においては、医療費の支弁を行った後においてこれを施設別、入院通院別、病類別等に分類整理し、医療費の支弁状況を常時把握しておくこと。</p>

改正後

現行

<p>第8 就職支度費の取扱いについて (略)</p> <p>第9 大学進学等自立生活支度費の取扱いについて (略)</p> <p>第10 里親が一時的な休息のための援助を受ける経費について (略)</p> <p>第11 専門里親について (略)</p> <p>第12 親族里親について (略)</p>	<p>第8 就職支度費の取扱いについて 1 就職支度費は、施設において児童の就職に際し必要な寝具類、被服類等の購入費に充て、入所措置が解除される日の属する月に現物給付の方法で支給すること。 2 特別基準については、雇用先の採用証明書等を徴すること。次に掲げる要件のいずれかにも該当するものについては、別に定めるところにより認定された場合に、1の外に支弁できるものであること。 ただし、公的年金給付（児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第3条第2項の公的年金給付をいう。）の受給者である場合には対象とならないこと。 (1) 保護者のいない（死亡あるいは行方不明）児童等 (2) 保護者がいる場合でも、養育拒否、虐待、放任等養育が適切でなく、保護者から就職するのために必要な経済的援助が見込まれない児童等</p> <p>第9 大学進学等自立生活支度費の取扱いについて 1 大学進学等自立生活支度費は、施設において児童の大学等への進学に際し必要な学用品、参考図書類等の購入費に充て、入所措置が解除される日の属する月に現物給付又は口座振込の方法で支給すること。 なお、支弁に当たっては、進学先の合格通知書等の写しを徴すること。 2 特別基準については、大学進学等自立生活支度費の支弁対象児童等のうち、次に掲げる要件のいずれかにも該当するものについて、別に定めるところにより認定された場合に、1の外に支弁できるものであること。 ただし、公的年金給付（児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第3条第2項の公的年金給付をいう。）の受給者である場合には対象とならないこと。 (1) 保護者のいない（死亡あるいは行方不明）児童等 (2) 保護者がいる場合でも、養育拒否、虐待、放任等養育が適切でなく、保護者から進学するのために必要な経済的援助が見込まれない児童等 3 なお、日中に就業し、かつ、夜間に大学等へ就学するため措置が解除となる児童等、就職支度費及び大学進学等自立生活支度費の双方の対象となる児童については、特別基準分を除き、併給して差し支えない。</p> <p>第10 里親が一時的な休息のための援助を受ける経費について 里親が乳児院、児童養護施設等または他の里親を活用して一時的な休息のための支援を受ける場合には、別途本職通知に該当する場合には限り、保護単価を設定できるものであること。</p> <p>第11 専門里親について 専門里親については里親の一形態であるので、専門里親手当を除き交付要綱で定められている里親の規定をそのまま適用すること。</p> <p>第12 親族里親について 親族里親については里親手当は支弁しない。その他の規定については里親の一形態であるので、交付要綱で定められている里親の規定をそのまま適用すること。</p>
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

改正後

第13 国庫負担金の交付の決定及び措置費等の支弁について
(略)

現行

第13 国庫負担金の交付の決定及び措置費等の支弁について
1 国は、入所施設分の措置費等について

談所設置市の市長からの申請に基づいて、都道府県知事又は指定都市、中核市若しくは児童相
談所設置市の市長に対し、都道府県分国庫負担金及び市町村分国庫負担金の年間分につき
交付の決定を一括して行い、第4・四半期において年間分の所要額調査を徴し必要な過不足調
整を行い、年度末に交付の決定の変更措置がとられ、その年度における年間交付額の実質的
決定がなされる予定であるので、都道府県知事は、都道府県及びその管内の市町村に対する
国庫負担金の配分交付に当たっては、その申請内容及び過去の支出実績を十分検討の上、す
みやかに交付の決定又は変更を行うこと。

なお、これに伴う支払計画の示達については、原則として各四半期単位に行う予定である
のでそのつどすみややかに市町村に対してこれを示達すること。

2 措置費等の支弁について
都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市、市及び市町村がその支弁すべき施設に
対して措置費を支弁する場合には、この費用の性質にかんがみ毎月その翌月分の概算
支弁するように努めること。

第14 徴収金基準額等について

1 徴収金基準額について

1 (1) (略)

第14 徴収金基準額等について

1 徴収金基準額について

(1) 都道府県、指定都市及び市町村を含む。この項において以下同じ。)において適正かつ簡明に
行えるよう、表1の各月初日(月の途中に入所した者についてはその月の初日。この項に
おいて以下同じ。)の措置児童等(母子生活支援施設については世帯、助産施設については
妊産婦。この項について以下同じ。)の属する世帯の課税階層の区分等に応じ、措置児童等
1人当たりの基準額が定められていること。

(2) その世帯の課税階層区分の認定については、その児童及びその児童と同一世帯に属して
生計を一つにしている扶養義務者(児童の直系血族のほか、妊産婦等の配偶者及び兄弟姉
妹等(その者がその世帯における家計の主宰者である場合)を含む。)のすべてのものにつ
いて、それらの者の課税額の合計額により行うものであること。

(2) その世帯の課税階層区分の認定については、その児童及びその児童と同一世帯に属して
生計を一つにしている扶養義務者(児童の直系血族のほか、妊産婦等の配偶者及び兄弟姉
妹等(その者がその世帯における家計の主宰者である場合)を含む。)のすべてのもの(自
立援助ホームの入所児童の扶養義務者は除く。)について、それらの者の課税額の合計額
により行うものであること。

改正後

(3) (略)

2 私的契約児童に係る利用料について
措置（助産施設の場合は母子生活支援施設の実施、母子生活支援施設の場合は母子保護の実施）を必要とする児童等を全て措置した（実施した）後において、なお、その施設の定員に余裕のある場合においては、入所している措置児童等の福祉を害しない範囲内において私的契約による児童等を入所させることは差し支えないが、この場合におけるその児童等に係る費用（これを「利用料」又は「私的契約料」という。）は、すべてその家庭から徴収すべきであつて、その額はその施設の措置児童等の1人当たり又は1世帯当たり又は1世帯当りの措置費の保護単価により算定した額より下回ることは許されない（自立援助ホームは除く。）ものであること。

第15 児童入所施設における措置費等の経理について
(略)

別紙 (1) ～ (3) 略

現行

(3) その世帯の各階層区分の確認については、次によること。
ア 被保護世帯の確認は、福祉事務所に照合するか、又はその旨の福祉事務所長の証明書を徴して行うこと。
イ 当該年度分の市町村民税の課税状況の確認は、その市町村に照合するか、又は課税額若しくは非課税であることの証明書を徴して行うこと。
ウ 前年分の所得税の課税状況の確認は、その市町村、税務署若しくは源泉徴収義務者に照合するか、又は課税額若しくは非課税であることを証明書をそれぞれの機関から徴して行うこと。
エ アからウまでによって確認した場合においては、その確認の方法、確認年月日、税額、階層区分、徴収金基準額、保護者からの実際の徴収金の額、以後の階層区分確認の経過等を記載した階層区分認定表を作成し、これを児童保護台帳等に添付しておくこと。なお、上記の書類には、その認定確認者の氏名及び押印の欄を設けること。
(4) 課税階層区分の認定の見直しについては、原則として毎年度7月に行うこととする。
なお、4月から6月の間における当該年度分の市町村民税の課税状況及び1月から6月の間における前年分の所得税の課税状況を把握するにあつては、その状況が不明である場合もあるもので、各々、前年度分、前々年分の課税状況により認定を行うものとする。

2 私的契約児童に係る利用料について
措置（助産施設の場合は助産の実施、母子生活支援施設の場合は母子保護の実施）を必要とする児童等を全て措置した（実施した）後において、なお、その施設の定員に余裕のある場合においては、入所している措置児童等の福祉を害しない範囲内において私的契約による児童等を入所させることは差し支えないが、この場合におけるその児童等に係る費用（これを「利用料」又は「私的契約料」という。）は、すべてその家庭から徴収すべきであつて、その額はその施設の措置児童等の1人当たり又は1世帯当たり又は1世帯当りの措置費の保護単価により算定した額より下回ることは許されないものであること。

第15 児童入所施設における措置費等の経理について
児童入所施設における措置費等の経理については、別に定めるところによること。

別紙 (1) ～ (3) 略

(案)

雇 児 発 第 号
平成 年 月 日

都 道 府 県 知 事
各 指 定 都 市 の 市 長 殿
児 童 相 談 所 設 置 市 の 市 長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

平成21年度地域小規模児童養護施設に係る保護単価について

「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」については、本日付厚生労働事務次官通知をもって一部改正されたところであるが、同通知の第7により、地域小規模児童養護施設（平成12年5月1日児発第489号厚生省児童家庭局長通知「地域小規模児童養護施設の設置運営について」により指定されたもの）に適用される保護単価については以下のように定め、平成21年4月分の支弁から適用することとしたので通知する。

1. 一般分事務費保護単価

地域区分 区 分	17/100	14/100	12/100	11/100	10/100	9/100
地域小規模 児童養護施設	円 223,280	円 219,610	円 217,160	円 215,940	円 214,710	円 213,490

地域区分 区 分	8/100	7/100	6/100	5/100	3/100	その他
地域小規模 児童養護施設	円 212,260	円 211,040	円 209,820	円 208,590	円 206,140	円 202,470

(うち管理費 41,378円)

2. 加算分保護単価

寒冷地加算分、乳児加算分、1・2歳児加算分、年少児加算分、事務用採暖費加算分及び除雪費加算分保護単価並びに民間施設給与等改善費について支給対象とし、児童養護施設を地域小規模児童養護施設と読み替えて支弁することとする。

3. 事業費保護単価

児童養護施設を地域小規模児童養護施設と読み替えて支弁することとする。

(案)

雇 児 発 第 号
平 成 年 月 日

都道府県知事
各 指定都市の市長 殿
中核市の市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

平成21年度小規模分園型（サテライト型）母子生活支援施設
に係る保護単価について

「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」については、本日付厚生労働事務次官通知をもって一部改正されたところであるが、同通知の第7により、小規模分園型（サテライト型）母子生活支援施設（平成15年7月1日雇児発第0701004号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「小規模分園型（サテライト型）母子生活支援施設の設置運営について」により指定されたもの）に適用される保護単価については以下のように定め、平成21年4月分の支弁から適用することとしたので通知する。

1. 一般分事務費保護単価

地域区分 区 分	17/100	14/100	12/100	11/100	10/100	9/100
小規模分園型 （サテライト型） 母子生活支援施設	円 140,340	円 138,010	円 136,460	円 135,690	円 134,910	円 134,140

地域区分 区 分	8/100	7/100	6/100	5/100	3/100	その他
小規模分園型 （サテライト型） 母子生活支援施設	円 133,360	円 132,590	円 131,810	円 131,040	円 129,490	円 127,160

（うち管理費 34,891円）

2. 加算分保護単価

寒冷地加算分、事務用採暖費加算分及び除雪費加算分保護単価並びに民間施設給与等改善費について支給対象とし、母子生活支援施設を小規模分園型（サテライト型）母子生活支援施設と読み替えて支弁することとする。

3. 事業費保護単価

母子生活支援施設を小規模分園型（サテライト型）母子生活支援施設と読み替えて支弁することとする。

○児童福祉施設（児童家庭局所管施設）における施設機能強化推進費についての一部改正新旧対照表（案）

改 正 後	現 行
<p>[一部改正]昭和63年4月7日 平成元年5月29日 平成2年6月7日 平成4年4月10日 平成5年4月9日 平成6年6月29日 平成7年4月3日 平成8年6月24日 平成9年5月28日 平成10年6月12日 平成11年4月1日 平成11年4月30日 平成12年5月19日 平成13年8月2日 平成14年11月11日 平成15年5月23日 平成16年7月16日 平成17年6月1日 平成17年10月28日 平成18年6月27日 平成19年7月25日 平成20年6月12日</p> <p>児童第450号 昭和62年5月20日</p> <p>児企第321号 児発第390号の3 児発第475号の5 児発第382号の7 児発第331号の7 児発第639号の4 児発第371号の7 児発第618号の7 児発第375号 児発第457号 児発第321号 児発第418号 児発第520号の2 雇児発第507号の2 雇児発第1111005号 雇児発第0523004号の2 雇児発第0716004号 雇児発第0601005号 雇児発第1028005号の2 雇児発第0627009号 雇児発第0725001号の6 雇児発第0612014号の5</p>	<p>[一部改正]昭和63年4月7日 平成元年5月29日 平成2年6月7日 平成4年4月10日 平成5年4月9日 平成6年6月29日 平成7年4月3日 平成8年6月24日 平成9年5月28日 平成10年6月12日 平成11年4月1日 平成11年4月30日 平成12年5月19日 平成13年8月2日 平成14年11月11日 平成15年5月23日 平成16年7月16日 平成17年6月1日 平成17年10月28日 平成18年6月27日 平成19年7月25日 平成20年6月12日</p> <p>児童第450号 昭和62年5月20日</p> <p>児企第321号 児発第390号の3 児発第475号の5 児発第382号の7 児発第331号の7 児発第639号の4 児発第371号の7 児発第618号の7 児発第375号 児発第457号 児発第321号 児発第418号 児発第520号の2 雇児発第507号の2 雇児発第1111005号 雇児発第0523004号の2 雇児発第0716004号 雇児発第0601005号 雇児発第1028005号の2 雇児発第0627009号 雇児発第0725001号の6 雇児発第0612014号の5</p>
<p>各 都道府県知事 殿 指定都市市長 中核都市市長</p> <p>厚生省児童家庭局長</p> <p>児童福祉施設（児童家庭局所管施設）における施設機能強化推進費について</p>	<p>各 都道府県知事 殿 指定都市市長 中核都市市長</p> <p>厚生省児童家庭局長</p> <p>児童福祉施設（児童家庭局所管施設）における施設機能強化推進費について</p>

改正後	現行
<p>(略)</p> <p>別紙</p> <p>施設機能強化推進費実施要綱</p> <p>第1 目的 (略)</p> <p>第2 一般事業 (略)</p>	<p>標記については、「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」(平成11年4月30日厚生省発児第86号厚生事務次官通知)及び「児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について」(昭和51年4月16日厚生省発児第59号の2厚生事務次官通知)をもって通知されたところであるが、この経費の適切な運用を図るため、今般、別紙のとおり実施要綱を定めたので、管内児童福祉施設に対し周知徹底のうえ、格段のご指導を願いたい。</p> <p>おつて、昭和55年10月1日発第858号本職通知「児童福祉施設及び精神薄弱者援護施設における地域参加・交流促進費について」は、廃止する。ただし、昭和61年度以前分の取扱いについては、なお従前の例による。</p> <p>別紙</p> <p>施設機能強化推進費実施要綱</p> <p>第1 目的 児童福祉施設において、(1)施設がもつ専門的な知識や技術等を活かし、地域の人々を対象とした相談、指導等を実施するとともに、施設と地域等との交流を促進することにより、入所児(者)の生きがいの高揚や家庭復帰、社会復帰にむけての自立意欲の助長を図るため、(2)施設における火災・地震等の避難・誘導体制を充実する等の施設の総合的な防災対策を全かつ、迅速な避難・誘導施設の入所児童に一定期間小集団での訓練を行うことにより、施設退所後の児童の社会的自立の促進を図るため、施設機能の充実強化を推進する。</p> <p>第2 一般事業 1 事業の種類及び内容 (1) ① 社会復帰等自立促進事業 ア. 施設入所児等社会(家庭) 復帰促進事業 イ. 心身機能低下防事事業 ウ. 処遇困難事例研究事業 ② 専門機能強化事業 ア. 養育機能等強化事業 イ. 広域入所促進事業 ③ 総合防災対策強化事業 (2) 内容 別表のとおり</p>

改 正 後	現 行
2 (略)	<p>2 事業の選択 事業は各施設の運営状況等から可能な範囲で実施するものとする。ただし、保育所については、別添に掲げる次世代育成支援交付金対象事業及び、保育促進事業等を複数実施する保育所において実施するものとする。</p>
3 (略)	<p>3 加算の方法等 事業を実施しようとする施設から、毎年度当初に別紙様式1を参考とした申請書を都道府県知事(指定都市、中核市及び児童相談所設置市の市長を含む。以下同じ。)に提出させ、当該施設の年間事業計画及び当該申請書の内容、必要性及び経費等について必要な審査を行い、必要と認められた場合は次の方法により加算すること。 なお、個々の事業の加算の認定に当たっては、相応の規模及び頻度で計画的、積極的に実施することにより、入所児(者)処遇等施設運営の充実強化に効果が期待できるものについて対象とすること。 また、当該施設において「児童福祉施設最低基準」(昭和23年12月29日厚生省令第63号。以下「最低基準」という。)が遵守されており、かつ、法人及び施設運営が適正に行われている場合に限ること。 おつて、第2の1の(1)の②のイの事業の加算の認定に当たっては、当分の間、別に定めるところによること。 (1) 個々の事業毎の加算額は、別表にあるそれぞれの単価を限度額とすること。 (2) 施設当たりの加算総額は、入所施設にあっては年額75万円以内(ただし、第2の1の(1)の①及び②のアの事業のみを行う場合は年額50万円以内とし、助産施設(第二種助産施設に限る。)にあっては、第2の1の(1)の③の事業のみを対象とし、年額45万円以内とする。)、保育所にあっては、第2の1の(1)の③の事業のみを対象とし、年額15万円以内とする。 なお、第2の1の(1)の②のイの事業を実施する場合においては、上記により算定された加算額に45万円以内の金額を加えることができることとする。 ただし、実所要額がこれを下回る場合は国庫負担の対象となしないこととする。 また、1施設当たりの加算総額が10万円未満の場合は国庫負担の対象となしないこととする。</p>

改 正 後

現 行

<p>第3 特別事業 1 児童養護施設分園型自活訓練事業（以下「分園事業」という。） (1) (略)</p>	<p>(3) この加算額は、5月に支弁する事務費等の加算分として支弁するものとする。助産施設(第二種助産施設に限る。)に対する支弁月及び認定額の算定等については、次の算式に準じて、個々の施設状況により決定するものとする。</p> <p>認定額＝施設機能強化推進費加算分保護単価 (10円未満については四捨五入)×その施設の5月初日の定員等 (保育所の場合は、5月初日の入所人員)</p> <p>〔施設機能強化推進費加算分保護単価(")＝ 施設機能強化推進費÷その施設の5月初日の定員等 (")〕</p> <p>4 (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>第3 特別事業 1 児童養護施設分園型自活訓練事業(以下「分園型事業」という。) (1) ア 対象児童 分園型事業の対象児童は、児童養護施設に入所している児童であって、退所前の一定期間に自立のための個別指導訓練を行うことが、効果的であると施設長が認める児童であること。 施設長は、対象児童を選定したときは、速やかに都道府県知事及び関係者に通知すること。</p>
----------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

イ	<p>対象施設等 分園型事業を が各年度ごと 都道府県及び 日までに別添 社課長まで報 (ア) 当該施設 及び施設運営 率は原則とし 極端に低いも (イ) 同一施設 指定すること (ウ) 指定を受 (エ) 指定を受 (オ) 指定を受</p>	<p>を実施しようとする者は、都道府県知事が定める期間内に都道府県知事へ事業実施の申請を行い、次により都道府県知事が各年度ごとに指定するものとする。なお、4月1日現在の入所日までに別添様式2により、この申請及び指定の結果を当局家庭福祉課長まで報告すること。「最低基準」が遵守されており、かつ、法人及び施設運営が適正に行われている場合に限ること。なお、4月1日現在の入所率は原則として90%を下回らないこと。ただし、(ア) 当該施設において「最低基準」が遵守されており、かつ、法人及び施設運営が適正に行われている場合に限ること。なお、4月1日現在の入所率は原則として90%を下回らないこと。ただし、(イ) 同一施設において、本事業と地域小規模児童養護施設を同時に指定することは認められないこと。やむを得ないと認められる事由が無く、年度途中の実績が本要綱の要件を下回る場合は指定を取り消すこと。居住場所指定施設の敷地外の独立家屋又はアパート等とし、通常の生活に必要な設備を有すること。対象人員訓練期間は、退所予定日前のおおむね1年間とし、定員は、認可事業のうち6人程度とすること。分園型事業の実施及び訓練の内容を配置し、次の指導項目についてあらかじめ個別指導訓練計画を定め、児童の社会的自立に向けての生活指導等を行うこと。また、夜間において児童だけの生活とならないよう職員の配置を考慮すること。 ・ 自活のための生活指導 ・ 職業適性を高める指導 ・ 社会参加のための準備指導 ・ 学習指導 ・ 余暇の活用指導</p>
---	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

改 正 後	現 行
<p>(2) 加算の方法等 (略)</p> <p>ア 事業費の限度額 本事業の実施に要する経費は、一施設当たり月額4,680,000円を限度とする。この場合、年度内における各月初日入所児童の平均が4人を下回る場合は、支弁の対象としないこと。 イ (略)</p>	<p>(2) 加算の方法等 指定施設から、毎年度当初に別紙様式1を参考とした申請書を都道府県に提出し、当該施設の年間事業計画及び当該申請事業の内訳、必要性及び経費等について審査を行い、必要と認められた場合は次に ア 事業費の限度額 本事業の実施に要する経費は、一施設当たり月額4,690,000円を限度とする。この場合、年度内における各月初日入所児童の平均が4人を下回る場合は、支弁の対象としないこと。 イ この加算額は5月に支弁する事務費の加算分として支弁するものとする。 加算額＝分園型事業費加算分保護単価 (10円未満については四捨五入) \times その施設の5月初日の定員 $\left[\begin{array}{l} \text{分園型事業費加算分保護単価} \\ = 1 \text{施設当たり月額} \\ \div \text{その施設の5月初日の定員} \end{array} \right]$</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2. 家族療法事業 (1) ア 事業の内容等 この事業は、乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設（以下「実施施設」という。）において実施するものとする。 イ 対象児童及び家族 この事業の対象者は、次の児童及びその家族とすること。 (ア) 実施施設に措置されている児童とその家族で、施設長が必要と認められたものであること。 (イ) 児童相談所、家庭児童相談室、実施施設等に相談があった在宅の児童等とその家族で、都道府県知事が必要であると認められたものであること。</p>

改正後

現行

	<p>ウ 対象施設等 この事業を 実施しようとする者は、都道府県知事が定める期間内に 都道府県知事へ事業実施の申請を行い、次に都道府県知事が 各年度ごとに指定するものとする。 都道府県及び指定都市民生主管部（局）長は、当該年度の4月末 日までに別添様式4により、この申請及び指定の結果を当局家庭福 祉課長まで報告すること。 (7) 当該施設において最低基準が遵守されており、かつ、法人及び (1) 施設運営が適正に行われている場合に限ること。 指定を受けた施設であっても、やむを得ないと認められる事由 が無く、年度途中の実績が本要綱の要件を下回る場合は指定を取 り消すこと。 エ 設備に於いて、親子相談室、心理治療室、宿泊治療室等の設備を 必要とすること。 オ 事業の実施及び内容 対象児童等に対し、3か月から6か月を単位とした治療計画をた て面接治療、宿泊治療、親子レクリエーション、家庭訪問治療等 を行うこと。 (2) 加算の方法等 指定施設から、毎年度当初に別紙様式1を参照とした申請書を都道府 県知事に提出させ、当該施設の年間事業計画及び当該申請事業の内容、 必要性及び経費等について審査を行い、必要と認められた場合に 加算すること。</p>
--	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

	<p>事業費の限度額 本事業の実施に要する経費は、実施延家族数に応じて1施設当たり年間75家族数を下回る場合はこの経費の支弁の対象としないこと。 (ア) 実施延家族数が年間125家族以上 年額 1,998,000円 (イ) 実施延家族数が年間125家族未満 年額 999,000円 イ この加算額は5月に支弁する事務費の加算分として支弁するものとす。</p> <p>認定額＝家族療法事業費加算分保護単価 ×その施設の5月初日の定員 家族療法事業費加算分保護単価 ＝1施設当たり年額÷その施設の5月初日の定員</p> <p>3 施設入所児童家庭生活体験事業 (1) ア 対象児童 本事業の対象児童は、児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設及び情緒障害児短期治療施設(以下「委託家庭」という。)で家庭生活を体験させることが適当であると施設長が認める児童であること。なお、保護者養育拒否等家庭復帰が見込まれない児童を優先すること。 イ 本事業を実施しようとする者は、都道府県知事が定める期間内に都道府県知事へ事業実施の申請を行い、次により都道府県知事が各年度当該施設において最低基準が遵守されており、かつ、法人及び施設運営が適正に行われている場合に限ること。 ウ 事業の実施及び内容 児童養護施設等を利用して、委託家庭において家庭生活を体験させることにより、社会的な涵養、情緒の安定、退所後の自立を促進すること。 (2) 本事業を実施しようとする施設から、毎年度当初に別紙様式1を参考とした申請書を都道府県知事に提出させ、当該施設の年間事業計画及び当該申請内容、必要性及び経費等について審査を行い、必要と認められた場合は次により加算すること。</p>
--	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------